

大分市火災予防条例の解説

(平成 22 年 4 月 8 日 大消予第 1872 号)

改正	平成 22 年 10 月 4 日	大消予第 1168 号
	平成 26 年 4 月 30 日	大消予第 199 号
	平成 26 年 7 月 4 日	大消予第 540 号
	平成 30 年 3 月 13 日	大消予第 1693 号
	令和 5 年 7 月 18 日	大消予第 702 号
	令和 5 年 9 月 28 日	大消予第 1032 号
	令和 6 年 10 月 21 日	大消予第 1081 号

目次

第 1 章 総 則 (第 1 条)

第 2 章 削 除

第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準 (第 3 条～第 17 条の 3)

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準 (第 18 条～第 22 条の 2)

第 3 節 火の使用に関する制限等 (第 23 条～第 28 条)

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (第 29 条)

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第 30 条～第 32 条)

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 (第 33 条～第 34 条の 2)

第 3 節 基準の特例 (第 34 条の 3)

第 5 章 避難管理 (第 35 条～第 42 条)

第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理 (第 42 条の 2・第 42 条の 3)

第 6 章 雑則 (第 43 条～第 49 条)

第 7 章 罰則 (第 50 条・第 51 条)

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、大分市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

本条は、法規の一般的な例に従い、この条例の目的を明らかにしたものである。

この目的を達するため、消防法の委任に基づくものと行政事務委任条例に基づくものとを併せて規定している。

「火災予防上必要な事項」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条に基づく行政事務条例としての性格を有するものである。（第5章の避難管理及び第6章の雑則）また、条例の罰則規定については、法第46条で「第9条の4の規定に基づく条例には、これに違反したものに対し30万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。」とあるので、その反対解釈上その他の規定の委任による条例には罰則を付することはできないものと解する。

第2章 削 除

第2条 削 除